

麻生区役所広告審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、麻生区役所が所管する市有財産又は広報印刷物等に民間事業者等の広告を掲載するにあたり、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付け17川財第298号）第6条の規定に基づき、広告内容等を審査するため、麻生区役所広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有財産 土地、建物等で広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告媒体 土地、建物、物品その他の市有財産（リースを含む。）のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (3) 広報印刷物等 広報を目的として、麻生区役所が発行する刊行本、パンフレット、リーフレット、ちらし、地図、ポスター及び広報紙・広報誌その他これらに類する印刷物及び一般の印刷物をいう。
- (4) 所管課長 広告掲載を行う広告媒体を所管する課又は課に相当する組織の長をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 広告導入及び広告媒体に関すること。
- (2) 広告の掲載に係る契約に関すること。
- (3) 広告主及び広告の内容に関すること。
- (4) その他広告に関して必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 区民サービス部長
- (4) 地域みまもり支援センター所長
- (5) 地域みまもり支援センター副所長
- (6) 道路公園センター所長
- (7) 総務課長
- (8) 企画課長

(委員会等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(手続)

第9条 所管課長は、広告を導入しようとするときは、事前に麻生区役所広告審査委員会開催依頼書(第1号様式)を委員長あて提出しなければならない。ただし、同一広告主及び同一広告内容を掲載する場合、この限りでない。

2 委員長は、委員会開催後、麻生区役所広告審査委員会結果通知書(第2号様式)を所管課長あて通知する。

(委員会の審議に関する特例)

第10条 委員長は、付議事案の性質、緊急性その他の事情により、委員会での審議の必要性がないことが明らかであると認める場合又は委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときには、委員会を招集せず、各委員の承認を得ることにより委員会での審議に代えることができる。

2 前条に定める手続により既に導入された広告について、同一広告主が次に掲げる広告内容の軽微な更新を行う場合であって、川崎市広告掲載基準関係規定の基準に適合することが明らかなときは、委員会の審議を省略し、総務課長に合議の上、当該広告媒体等を所管する課等の長の専決とすることができる。

ア 広告主の名称、所在地、連絡先等の更新

イ 広告の内容及び表現が、更新の前後で比較し類似の結果となる更新

ウ 広告のデザイン変更がない更新

エ その他広告内容の軽微な更新

3 第1項及び第2項に掲げる事項については、広告審査回議書(第3号様式)にて選定することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

担 任	係 長	課 長

※ 委員会には、広告サンプル、仕様書、契約書、募集要項、選定基準、選定委員会概要等広告掲載の内容がわかる資料を必要に応じて添付すること。

川麻 第 号
年 月 日

麻生区役所広告審査委員会結果通知書

麻生区役所広告審査委員会委員長

年 月 日開催の委員会で、次のとおり決定しましたので通知します。

所 管 課 名		依 頼 日	年 月 日
		依頼番号	
審 査 件 名			
審 査 結 果			

広 告 審 査 回 議 書

(所管課)

(総務課)

(委員)

		担 任	係 長	課 長	担 任	係 長	課 長
総務課長	企画課長	区民サービス部長	地域みまもり支援センター副所長	地域みまもり支援センター所長	道路公園センター所長	副区長	区 長

次の件について☐広告導入 ☐広告掲載に係る契約 ☐広告掲載 ☐広告内容の軽微な更新をしてよいでしょうか。

許可とする委員の押印

印
 印
 印
 印
 印
 印
 印
 印

件 名		依頼課名	
		依頼番号	
広告媒体		依頼年月日	
掲載場所		契約内容	期間：
広告概要			広告の対価： 円

広告掲載業者等					
業者名 代表者名 所在地 電 話					

総務課受付年月日	受付番号	総務課 報告	担任	係長	課長

※ 必ず広告審査委員会会議資料を添付すること。